

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

平成29年10月5日

①学校名:	京都府立医科大学		②所在地:	京都市上京区河原町広小路の梶井町465			
③課程名:	緩和ケアを推進する看護師養成プログラムA (緩和ケア実践看護師養成コース)	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム		⑤開設年月日:	2018/4/1	
⑥責任者:	京都府立医科大学 医学部看護学科長 岩脇 陽子		⑦定員:	5名		⑧期間:	1年間
⑨申請する課程の目的・概要:	<p>がんと診断された時から患者とその家族が緩和ケアを受けられる医療の提供体制の充実が求められている。そのためには、がん医療に携わる看護師のがん看護におけるスキルの向上が必要であり、医療チームの中で看護師が適切に他職種と連携し、緩和ケアを推進していくことが求められている。また、がん患者が住み慣れた家庭や地域で療養する生活の選択を可能にする在宅緩和ケアを含めた在宅医療・看護を提供する体制の充実も必要である。これらのことから、病院でがん患者をケアする看護師や在宅で生活するがん患者をケアする訪問看護師の緩和ケアを実践するスキルを向上させる教育が重要である。</p> <p>このプログラムは、がん患者・家族のQOL(Quality of Life)・QOD(Quality of Death)の向上を図るために、がんと診断された時から、患者の療養場所に関わらず、質の高い緩和ケアが実践できる看護師を育成し、がん治療・看護における緩和ケアの充実を目的とする。当該コースは特に緩和ケア病棟での実習のウェイトを大きくしており、病院勤務の看護師がこのプログラムを通して学びを活かし、自施設の緩和ケアの充実を目指し実践を行うものである。</p>						
⑩4テーマへの該当の有無	なし	⑪履修資格:	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後、看護師養成課程を修了し、看護師免許取得後、がん看護に関する実務経験3年以上、病院勤務の看護師 ・所属の看護管理者から推薦を受け、受講の保障が得られる看護師 ・受講期間中、所属の組織の目標に沿った緩和ケアに関する課題を実践できる看護師 				
⑫対象とする職業の種類:	緩和ケアの実践に興味があり、臨床・在宅看護の場で緩和ケアを実施する意向を持つ看護師 所属する組織の目標に沿った緩和ケアに関する課題を実践できる看護師						
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) がん医療に関する知識 がん看護に関する知識 緩和ケアに関する知識 病棟で緩和ケアを実施できる技術 在宅での緩和ケアを実施できる技術			(得られる能力) ・がん患者・家族の意思決定を支援する方法を理解し、患者を尊重した看護が実践できる。 ・がん患者の全人的苦痛・包括的アセスメントの考え方を理解し、症状マネジメントの実践ができる。 ・他職種との連携し、チームの一員として役割を果たすことができる。 ・倫理的な感受性を身につけ、緩和ケアの実践を通して、組織の中で、指導的役割を果たすことができる。			
⑭教育課程:	がん患者患者の意思決定支援・苦痛緩和・専門家への橋渡し・多職種連携を中心に実践し、組織分析を通じて、緩和ケアを推進していく手法を習得する。また、緩和ケア・がん看護概論、症状マネジメント等について知識・技術を学び、緩和ケア病棟や訪問看護ステーション等での実習での実践を行う。 なお、実習全体の2/3を緩和病棟で行い、残りの1/3を訪問看護ステーション(2/9)及び外来化学療法センター(1/9)で実施する。						
⑮修了要件(修了授業時数等):	<p>【講義】4/5以上の出席、学びのレポートの提出及び合格 【実習】 緩和ケア病棟: 4/5以上の出席、実習記録(提出)、実習目標の評価(「C」以上) 訪問看護ステーション: 4/5以上の出席、実習記録(提出)、実習目標の評価(「C」以上)(認定「P」) 化学療法センター 4/5以上の出席、実習記録(提出)、実習目標の評価(認定「P」) 【演習】 緩和ケアチームのカンファレンスに参加 全出席 課題解決に向けて支援 4/5以上の出席 実践報告会 報告書(提出および「C」以上)、出席(発表を行う) ※以上の修了要件を満たすとともに、プログラム修了までにELNEC-J修了証を得ていること。</p>						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	「緩和ケアを推進する看護師養成プログラム」修了証の交付						
⑰総授業時数:	10単位	⑱要件該当授業時数:	6単位	該当要件	企業等、双方向実務家、実地	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	60.00%
⑳成績評価の方法:	出席状況、実践内容についてのレポートの成績、実習の成績(目標の到達度)、授業成績で評価する						
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。 また、外部有識者も含めた評価委員会を組織し評価・検証を行うとともに、その結果は看護実践キャリア開発センター報告書など広く公表する。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	プログラム受講時、受講生は自施設の組織分析を行い、緩和ケアにおける課題を見出し、その課題解決のための計画にそって実践に取り組む。実践結果を実践報告会で報告するが、受講生はプログラム修了後も自施設での課題解決に取り組むため、その後の活動状況・計画の進捗状況について、アンケートによる調査を行い、その結果を運営会議及び教育委員会で効果を検証する。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 看護実践キャリア開発センター員、看護協会会長、佛教大学教授・准教授で構成する外部評価委員会において、本教育プログラムの編成および運営について、意見をもらい、改善する。 (自己点検・評価) 看護実践キャリア開発センターと連携してプログラムの自己評価を行うとともに、学内外の外部有識者より評価を受け、意見を取り入れる。						
㉔社会人が受講しやすい工夫:	必須の講義の多くを18時以降開始としている						
㉕ホームページ:	(URL) http://www.kpu-m.ac.jp/j/cdcn/education/palliativecare.html						